

議案第 3 1 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 5 月 2 7 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「および」を「及び」に改める。

第7条第1号及び第8条第2項中「または」を「又は」に改める。

第13条第1項中「および」を「及び」に改める。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「（または、半年賦償還）」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「および」を「及び」に、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第14条及び第15条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受

けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

〈参 考〉

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(災害弔慰金の支給)</p> <p>第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。</p> <p>(支給の制限)</p> <p>第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。</p> <p>(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(支給の手続)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。</p> <p>(災害援護資金の限度額等)</p> <p>第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(保証人及び利率)</p> <p>第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</p> <p>2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。</p> <p>3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(災害弔慰金の支給)</p> <p>第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章および次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。</p> <p>(支給の制限)</p> <p>第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。</p> <p>(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意または重大な過失により生じたものである場合</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(支給の手続)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告または書類の提出を求めることができる。</p> <p>(災害援護資金の限度額等)</p> <p>第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類および程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(利率)</p> <p>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還（または、半年賦償還）とする。</p> <p>2 略</p>

3 償還免除_____、一時償還、違約金及び償還金の
支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から
第11条までの規定によるものとする。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金および償還金の
支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から
第12条までの規定によるものとする。